

# 麻薬及び向精神薬取扱いの手引き

(病院・診療所・飼育動物診療施設用)

令和8年2月

長崎県福祉保健部  
薬務行政室

# 目 次

## I 麻薬の取扱い

第1 免 許	-----	1
第2 譲渡・譲受	-----	3
第3 麻薬の管理・保管	-----	6
第4 施用・交付等	-----	7
第5 記 録	-----	11
第6 廃 棄	-----	21
第7 麻薬の事故届	-----	23
第8 年間届	-----	24
第9 麻薬中毒者診断及び転帰届	-----	26
第10 服薬指導（在宅）	-----	26
第11 携帯輸出入	-----	27
第12 麻薬業務所の廃止手続き	-----	27
第13 立入検査	-----	28
第14 麻薬廃棄フローチャート	-----	29

## II 向精神薬の取扱い

第1 譲渡・譲受	-----	35
第2 保 管	-----	35
第3 記 録	-----	36
第4 廃 棄	-----	36
第5 事 故	-----	37
第6 立入検査	-----	37
第7 その他注意事項	-----	37

## III 申請書等

1. 麻薬取扱者免許申請書	-----	39
2. 診断書	-----	40
3. 麻薬取扱者免許証記載事項変更届	-----	41
4. 麻薬取扱者免許証記載事項変更届遅延理由書	-----	42
5. 麻薬取扱者免許証再交付申請書	-----	43
6. 麻薬取扱者業務廃止届	-----	44
7. 麻薬取扱者業務廃止届遅延理由書	-----	45
8. 残余麻薬届（九州各県共通様式）	-----	46
9. 残余麻薬譲渡届（九州各県共通様式）	-----	47
10. 麻薬管理引継書	-----	48
11. 麻薬廃棄届	-----	49
12. 調剤済麻薬廃棄届	-----	50
13. 麻薬事故届	-----	51
14. 麻薬年間届（九州各県共通様式）	-----	52
15. 麻薬年間届訂正願	-----	53
16. 麻薬年間届訂正願別紙	-----	54
17. 麻薬中毒者診断届	-----	55
18. 麻薬中毒者転帰届	-----	56
19. 麻薬取扱者業務廃止等による諸手続き一覧	-----	57
20. 麻薬関係各種申請・届・業務等一覧	-----	58

※ この手引きの中で「法」とは、特別の記載がない限り「麻薬及び向精神薬取締法」（昭和28年法律第14号）を指します。

# I 麻薬の取扱い

## 第I 免許

### 1. 免許の種類（法第2条・第3条）

麻薬を取り扱うには、麻薬取扱者の免許を取得することが必要です。

病院又は診療所における麻薬取扱者としては、麻薬施用者、麻薬管理者があり、いずれも都道府県知事の免許が必要です。

#### (1) 麻薬施用者

麻薬を施用しようとする医師、歯科医師及び獣医師は、診療に従事している病院、診療所を業務所とする免許を受けなければ、患者に麻薬を施用したり、施用のため交付したり、麻薬処方箋を交付したりできません。（法第27条）

同一都道府県内の2か所以上の診療施設において麻薬の診療に従事する場合には、主に麻薬の診療に従事する診療施設を「麻薬業務所」として、その他の診療に従事する診療施設を「従として診療に従事する麻薬診療施設」として申請する必要があります。なお、「従として診療に従事する麻薬診療施設」には麻薬管理者が置かれていなければなりませんので、注意してください。

#### (2) 麻薬管理者

麻薬施用者が2人以上いる病院、診療所では、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の中から、その麻薬診療施設の麻薬を管理する者を1人定めて、麻薬管理者の免許を受けなければなりません。（麻薬保管の有無にかかわらず、麻薬施用者が2人以上いる場合は、麻薬管理者1人を置かなければなりません。）

なお、麻薬施用者が1人の場合は、麻薬施用者が麻薬管理者の業務を兼ねますので、麻薬管理者の免許を受ける必要はありません。（法第33条）

### 2. 免許の申請（法第3条）

麻薬施用者及び麻薬管理者の免許申請は、「麻薬取扱者免許申請書」を県知事へ提出してください。

[添付書類等]①診断書、②手数料（¥3,900）、③医師（又は薬剤師等）の免許証の写（免許証の書換え又は再交付中の場合はその旨を証明できる書類）、④新たに麻薬業務所となる場合は麻薬保管庫を示す平面図及び麻薬保管庫の概要

※注1 有効期間満了に伴う免許申請については、③及び④は省略できます。

※注2 院外処方箋を交付する等、麻薬を保管しない場合は④は不要です。申請書備考欄に「院外処方箋の交付のみ」等記載して申請してください。

### 3. 免許の有効期間（法第5条）

免許を受けた日から、翌々年の12月31日までです（最長3年）。

また、有効期間満了後、引き続き免許を取得したい場合には、事前に1月1日付の免許の申請を行う必要があります。

### 4. 免許証の返納（法第8条）

有効期間が満了したときは、15日以内に「免許証返納届」に免許証を添えて県知事へ届出ください。

## 5. 免許証の記載事項変更届（法第9条）

免許証に記載されている住所、氏名、病院又は診療所（以下「病院等」という。）の名称などが変わったときは、15日以内に免許証を添えて「免許証記載事項変更届」を県知事へ提出してください。県知事は、免許証を書き換えて交付します。（手数料不要）

また、15日以内に届出なかった場合は、「麻薬取扱者免許証記載事項変更届遅延理由書」も添えて届け出てください。

麻薬診療施設の移転や法人化により、医療法に基づき廃止された場合、麻薬管理者免許は廃止・新規となりますのでご注意ください。

なお、麻薬診療施設の所在地が合併・地番変更等により変わる場合は、記載事項変更届の必要はありません。

	記載事項変更対象
麻薬施用者	① 住所、氏名の変更 ② 主又は従として従事している麻薬診療施設の名称及び所在地の変更 （同一都道府県内における麻薬診療施設への転勤も含む。） ③ 従たる麻薬診療施設の追加及び削除
麻薬管理者	① 住所、氏名の変更 ② 従事している麻薬診療施設の名称の変更 （麻薬診療施設が医療法に基づき廃止された場合（法人化含む）は、廃止・新規）

※麻薬施用者免許証に旧姓の記載を希望される場合は、記載事項変更届の氏名欄に、旧姓を括弧書きにて新姓の後に併記してください。なお、この場合、届出時に戸籍個人事項証明書等（コピー可）を添付してください。

## 6. 免許証の再交付（法第10条）

免許証をなくしたり、き損したりしたときは、その事由を記載し、15日以内に「免許証再交付申請書」により県知事に再交付を申請しなければなりません。き損した場合はその免許証を添付してください。紛失した場合は、紛失届も同時に提出してください。

また、免許証の再交付を受けた後に、なくした免許証を発見したときは、15日以内にその免許証を返納しなければなりません。

なお、再交付の申請には手数料（¥2,700）が必要です。

## 7. 業務の廃止（法第7条）

### (1) 業務廃止等の届出

麻薬施用者又は管理者は、麻薬に関する業務を廃止（麻薬施用者：診療所の閉鎖・県外転勤・退職等、麻薬管理者：転勤、退職等）したときは、15日以内に「業務廃止届」に免許証を添えて県知事に届け出なければなりません。

なお、本人が死亡した場合は、相続人が届け出なければなりません。

### (2) 業務廃止に伴う注意事項

① 麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなったときは、15日以内に「残余

麻薬届」により、現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出なければなりません。

なお、麻薬診療施設でなくなった場合の手続きは、「第12 麻薬業務所の廃止手続き」を参照してください。

- ② 麻薬管理者が業務廃止を行う場合は、あらかじめ後任の麻薬管理者の免許申請を行い、麻薬管理者が不在になる期間が生じないように注意してください。また、麻薬管理者が交代する場合は、麻薬管理引継書を提出してください。

## 第2 譲渡・譲受

### 1. 譲 受（法第26条・第32条）

麻薬診療施設とは、麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所又は飼育動物診療施設をいい、その開設者でなければ麻薬を譲り受けることはできません。

#### (1) 麻薬卸売業者からの譲受け

麻薬の購入先は、同一都道府県内の麻薬卸売業者に限られます。

#### (2) 麻薬卸売業者以外からの譲受け

- ① 麻薬の交付を受けた患者が麻薬を施用する必要がなくなった場合に、その患者から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）
- ② 麻薬の交付を受けた患者が死亡した場合に相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（患者の遺族等）から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）
- ③ 免許が失効した麻薬診療施設等から50日以内に譲り受けるとき（3 業務廃止に伴う譲渡し等参照）
- ④ その他、法第24条第10項の規定に基づき、事前に管轄の地方厚生局（支）長の許可を受けて譲受するとき

#### (3) 留意事項

- ① 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証の交換が必要です。

麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできませんので十分注意してください。

- ② 麻薬譲受証には、譲受人の氏名（法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）の免許証番号及び氏名、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあっては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。））してください。ただし、覚醒剤原料用の印鑑を兼ねることは可能です。

#### ○麻薬専用印の例

医療法人 △ △△病院 理事長麻薬 専用之印
---------------------------------

#### ○麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例

医療法人△△ 病院理事長麻 薬・覚醒剤原料 専用之印
-------------------------------------

なお、譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、氏名欄に麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（又は公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

- ③ 麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者の責任において作成してください。

<麻薬譲受証の記載例>

麻 薬 譲 受 証					年 ●●月 △△日
譲受人の免許証の番号	第 号	譲受人の免許の種類			
譲受人の氏名（法人にあっては、名称）		医療法人〇〇会 理事長 浦上 一郎 印 ※2			
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者 ※1		免許証の番号	第 □□□ 号	氏名	浦上 太郎 印 ※麻薬管理者等の氏名記載、押印
麻薬業務所	所在地	長崎市〇〇町×××番地			
	名称	医療法人〇〇会 〇〇 病院			
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考	
フェントステープ1mg	7枚	2	14枚	〇〇-△△△△	

※1 該当する項目（麻薬管理者等）を○で囲んでください。

※2 個人開設：開設者の氏名を記載し、私印を押印

法人開設：法人の名称及び代表者名を記載し、法人印等を押印

国、地方公共団体開設：施設の名称及び施設長の職名、氏名を記載し、施設長印等を押印

- ④ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、

◎ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。

◎ 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。

数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありませんが、実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬管理者が麻薬事故届を提出してください。

◎ 麻薬の容器には証紙による封かんがなされているか。

を確認してください。

両者立会いで証紙を開封し麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬診療施設の開設者が麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになりますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。郵送等により両者の立会なしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者）が「麻薬事故届」を提出します。

- ⑤ 麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書等（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、すみやかに麻薬卸売業者に返納してください。

- ⑥ 麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず直接出向いて麻薬を購入する時は特に注意し、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して身分確認を行ってください。

- ⑦ 麻薬の交付を受けた患者の遺族等から麻薬を譲り受けた場合は、その麻薬を廃棄し、30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を県知事に提出してください。（第6 廃棄参照）

なお、「院外処方箋の交付のみ」で申請した麻薬診療施設には、保管する金庫がないので、譲受

後すぐに廃棄して、30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を県知事に提出してください。

## 2. 譲渡し（法第24条）

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用のため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者は麻薬を譲り渡すことはできません。

ただし、治験薬の譲渡、不良品の返品等特殊な場合については、法第24条第10項の規定に基づき、管轄する地方厚生（支）局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができます。この場合には、麻薬譲渡許可申請書を管轄する地方厚生（支）局長あてに提出し事前に許可を得てください。

### (1) 在宅患者への麻薬の交付

麻薬施用者は自ら指示をして、診療施設の薬剤師又は患者の看護に当たる看護師に麻薬及び麻薬処方箋を患者宅に届けさせることができます。麻薬施用者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた看護又は介護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬及び麻薬処方箋を手渡すことができます。その際、不正流出等防止のため、看護師、ホームヘルパー、ボランティア等が患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認し、診察時等には患者が指示どおり麻薬を施用していることを患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

### (2) 注射剤の交付

原則として、薬液を取り出せない構造で、麻薬施用者が指示した注入速度を変更できないものを手渡してください。

患者またはその患者に麻薬注射剤をアンプルやプレフィルドシリンジの状態を手渡すことはできません。ただし、次の場合は、アンプルやプレフィルドシリンジの状態を手渡すことができます。

- ① 患者より依頼を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が持参し、患者の施用を補助する場合
- ② 麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合

（注）なお、それぞれの場合において、関係者間で十分な連携が必要です。

## 3. 業務廃止に伴う譲渡し等（法第36条）

### (1) 届出

麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合（例えば、診療施設を廃止又は移転したり、開設者が個人から法人に変更したり、法人が解散したり、その開設許可を取り消されたり、麻薬施用者が一人もいなくなった場合等）は、15日以内に「残余麻薬届」により、現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出なければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者が死亡した場合にも、相続人等の届出義務者が同様に届け出なければなりません。

### (2) 譲渡し

麻薬診療施設でなくなったときは、所有する麻薬を麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に限り、管轄する地方厚生（支）局長の許可を受けることなく、同一都道府県内の麻薬営業者（麻薬卸売業者等）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

ただし、譲り渡した日から15日以内に「残余麻薬譲渡届」により、県知事に次の事項を届け出なければ

ばなりません。

- ① 譲り渡した麻薬の品名、数量
- ② 譲渡年月日
- ③ 譲受人の氏名（又は名称）、住所

なお、麻薬が譲渡できない場合、当該麻薬については麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に県知事に届け出て県の麻薬関係職員の立会いの下に全て廃棄することができます。（第6廃棄参照）

### 第3 麻薬の管理・保管 （法第33条・法第34条）

- (1) 麻薬診療施設において、施用し、又は施用のため交付する麻薬は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）が管理（受払、保管、廃棄等）しなければなりません。
- (2) 麻薬診療施設で管理する麻薬は、麻薬診療施設内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいいます。（手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。）

また、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方箋のみを交付し、麻薬を保管する予定のない診療施設は必ずしも麻薬保管庫の設置を要しません。ただし、麻薬診療施設内で麻薬を施用する必要が生じ、保管することになった場合は堅固な保管庫を設置してください。

- (3) 麻薬の保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望まれます。
- (4) 入院患者に交付された麻薬を病棟で保管する際にも、病棟に保管庫を設置しなければなりません。
- (5) 麻薬保管庫内には、麻薬のほか覚醒剤を一緒に保管することができますが、その他の医薬品、現金及び書類等を一緒に入れることはできません。（麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあって、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類（いわゆる棚表）を除く。）
- (6) 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。
- (7) 麻薬を頻回に出し入れする診療施設においては、小出し用の麻薬保管庫を調剤室に設けて利用すると便利です。
- (8) 病棟や手術室、集中治療室等の緊急に麻薬を施用する場所においては、麻薬を定数保管することができます。

定数保管制を採用した場合は、次によってください。

- ① 定数保管する麻薬の数量は盗難防止等を念頭におき、麻薬保管庫及び施設の麻薬の使用状況に応じ決めてください。
  - ② 定数保管する麻薬は麻薬保管庫に保管する必要があります。
  - ③ 麻薬を施用した場合は、診療施設で取り決めた時間内に、麻薬を施用した麻薬施用者が麻薬管理者に報告し、麻薬を定数に戻しておく必要があります。
  - ④ 定数保管制を採用しても麻薬が施用されるまでは麻薬管理者に管理責任がありますので、病棟に補助者をおいて管理すると便利です。
- (9) 夜間、休日等で、麻薬管理者の不在により、麻薬の出し入れが困難な場合は、あらかじめ当直医師

(麻薬施用者)が麻薬の仮払いを受け、麻薬管理者又は補助者が出勤した後に、施用票等(施用記録)とともに残余麻薬及び空アンプル等を麻薬管理者に返納してください。

(10) 麻薬施用者が往診用として麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出すこととし、施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞆に麻薬を入れたままにしないでください。

(11) 定期的に帳簿残高と在庫現品と照合し、在庫の確認を行ってください。

#### 第4 施用・交付等

##### 1. 施用、交付(法第27条・法第30条・法第33条)

(1) 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付することはできません。(第1 免許参照)

(2) 麻薬施用者は、疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付することはできません。

(3) 麻薬施用者は、麻薬中毒の症状を緩和するため、又はその中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付することはできません。

(4) 麻薬施用者は、その診療施設で麻薬管理者が管理する麻薬以外の麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。

(5) 施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たって、直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度(麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。)を変更できないものにしてください。(ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。)

なお、政府発行の封かん証紙で封がされているままで、麻薬を施用のため交付することはできません。

(6) 麻薬注射剤を分割して2人以上の患者に施用することは、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。

また、同一患者に麻薬注射剤を施用する際、手術等で数回に分け連続して施用する場合であっても管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。

なお、施用残液のあるアンプル及び空アンプル等は麻薬管理者に返納してください。

(7) 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、入院患者等に対して分割して施用することは差し支えありません。その場合の施用残については、「施用に伴う消耗」として立会者の下で廃棄してください。

(8) フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、次の手順によってください。

① 医師は製造販売業者の提供する講習を受講してください。(製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行)

② 医師及び患者は処方時に確認書に署名してください。

③ 確認書的一方を医療機関が保管し、もう一方を患者に交付してください。

④ 薬剤師は患者から麻薬処方箋と共に確認書の提示を受け調剤してください。なお、確認書が確認

できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

- (9) 麻薬を調剤する場合、調剤の予備行為として、麻薬の10%散（水）、1%散（水）、坐剤等を調整することは可能です。この場合、麻薬帳簿への記載（第5記録参照）が必要となります。
- (10) 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は、交付した麻薬を病棟看護師詰所等で保管、管理するよう指示してください。入院患者に交付された麻薬は、患者が麻薬を保管する際には看護師詰所等で保管する場合のような麻薬保管庫等の設備は必要ありません。しかし、麻薬管理者は、紛失等の防止を図るため、患者に対して、保管方法を助言するなど注意喚起に努め、服用状況等を随時聴取し、施用記録等に記載するようにしてください。

なお、入院患者が交付された麻薬を不注意で紛失等した場合には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、薬務行政室又は県立保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

- (11) 転院等で入院患者が、他の麻薬診療施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際、麻薬管理者は、当該患者に継続施用する場合には麻薬帳簿に持参した患者の氏名と受け入れた麻薬の品名及び数量を（）書で記載し、残高には加えないでください。当該麻薬を継続施用する際、麻薬管理者（麻薬施用者）は、患者の病状等により病棟看護師詰所等で保管するか、又は患者に保管させるか等を適宜判断してください。なお、患者に保管させる場合は必要最小限の量としてください。当該麻薬を継続施用せず受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、元帳簿の備考欄もしくは補助簿（廃棄簿）に患者の氏名、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印してください。

## 2. 麻薬処方箋の交付（法第27条）

- (1) 麻薬処方箋には、麻薬施用者自身が次の事項を記載する必要があります。

- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
- ② 患者の住所
- ③ 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
- ④ 処方箋の使用期間（有効期間）
- ⑤ 処方箋発行年月日
- ⑥ 麻薬施用者の記名押印又は署名、免許証番号
- ⑦ 麻薬診療施設の名称、所在地

ただし、院内処方箋の場合には、上記の②、④、⑦の事項を省略することができます。

- (2) 麻薬の処方日数は、基本的には患者の病態、通院の便等を考慮して医師が決める事項です。

なお、麻薬を施用し始めてから最初の2～3週間や患者の原疾患の悪化が進行する時期においては処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望まれます。

- (3) 麻薬処方箋には、必ずしも「麻薬」と表記する必要はありませんが、管理の面から、他の処方箋と区別するため、麻薬処方箋の上部に $\textcircled{\text{麻}}$ と朱書きするか、麻薬の品名の下に朱線を引くと便利です。ただし、患者に不安を抱かせる場合等にはこの限りではありません。

(4) 麻薬処方箋に約束処方を記載する場合には、次の事項を守る必要があります。

- ① 麻薬施用者と麻薬管理者及び薬剤師との間であらかじめ誤解のないように設定されたものであること。
- ② 院内処方箋の記載にのみ用いること。
- ③ 約束処方の名称に麻薬の品名及び数量を併記すること。

Rp. コデインリン酸塩散10% 0.06g  
 アスベリン散 1.2g  
 塩酸メチルエフェドリン散 1.2g 分3 毎食後/○日分

の処方を

Rp. 鎮咳1号 (コデインリン酸塩散10% 60mg) 分3 毎食後/○日分

と記載してもかまいません。

例えば、「鎮咳1号」あるいは「H-1」のみの名称記載は不適當です。

- (5) 調剤済みの麻薬処方箋は、院外処方箋の場合（麻薬小売業者が保管）は3年間、院内処方箋の場合（麻薬管理者が保管）は2年間の保管が義務づけられています。
- (6) 麻薬注射剤及び麻薬坐剤の場合には、麻薬管理者が施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載する必要があるため、院内麻薬処方箋を使つての麻薬管理者への請求には、施用量を確認することのできる複写式の施用票を用いると便利です。

<院内麻薬注射せん例>

様式(1)

院内麻薬注射せん				No.	
入院	病棟名	発行年月日	令和 年 月 日		
	科				
外来	科				
患者氏名	様	年齢	歳		
カルテ番号					
麻薬名		数量	A		
麻薬施用者 免許番号		麻薬施用者 氏名・印	印		
受領者		薬局 交付者		麻薬 管理者	

様式(2)

麻 薬 施 用 票				No.	
入 院	病棟名	科	発行年月日	令和 年 月 日	
外 来					
患者氏名	様		年 齢	歳	
カルテ番号					
麻 薬 名		数 量	施用数量	未使用アンプル	
		A	ml	A	
				施 用 残 量	
				ml	
麻薬施用者 免許番号			麻薬施用者 氏名・印	印	
返品・残液 受領者		返品・残液 返納者		麻 薬 管 理 者	

※ 太枠部分が複写式

## &lt;内服・外用施用票例&gt;

処方せん発行日							
診 療 科							
患 者 氏 名		年 齢 才					
処方							
	月日	投与量/残	サイン		月日	投与量/残	サイン
0	/	/		11	/	/	
1	/	/		12	/	/	
2	/	/		13	/	/	
3	/	/		14	/	/	
4	/	/		15	/	/	
5	/	/		16	/	/	
6	/	/		17	/	/	
7	/	/		18	/	/	
8	/	/		19	/	/	
9	/	/		20	/	/	
10	/	/		21	/	/	
麻薬施用者免許番号					麻薬施用者氏名		
返品受領者					麻薬管理者		

## 第5 記 録

### 1. 診療録（カルテ）の記載（法第41条）

- (1) 麻薬施用者が麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法等に規定する診療録に次の事項を記載する必要があります。
- ① 患者の氏名、性別、年齢、住所
  - ② 病名及び主症状
  - ③ 麻薬の品名及び数量
  - ④ 施用又は交付の年月日
- (2) 記載に当たっては、次の事項に注意してください。
- ① 麻薬注射剤の数量の記載については、アンプル（バイアル）単位の記載ではなく、実際に施用した数量をmL単位で記載してください。
  - ② 麻薬を継続して施用し、若しくは施用のため交付する際には、2回目以降についても、do、前同、〃、約束処方番号、保険点数等のみを記載するのではなく、その都度麻薬の品名、数量を記載してください。
  - ③ 麻薬の品名の記載は、局方名、一般名、商品名又は簡略名（リンコデ、塩モヒ程度の略名であれば可）のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありませんが、同名の麻薬がある場合は規格（塩モヒ注200mg等）を記載してください。
  - ④ 医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、**麻**を朱書き又は押印することが望まれますが、場合によっては省略してもかまいません。  
なお、処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した書面を添付しても差し支えありません。
  - ⑤ コカイン水のような処置用麻薬を施用した場合は、綿棒の数、スプレー数等を記載してください。
  - ⑥ モルヒネ坐剤を施用した場合には何mgの坐剤を何個施用したのかが分かるように記載してください。
  - ⑦ モルヒネ水溶液等の水剤を連続して施用する場合には、何回分の処方の何回を施用したのかが分かるようにすると便利です。（例えば15回分の3回目の施用であれば、麻薬の品名、数量とともに3/15と記載します。）
  - ⑧ 診療録の保存期間は、医師法第24条第2項等により5年間と規定されています。
  - ⑨ 診療簿は、獣医師法の規定により、3年間又は8年間の保存義務があります。

### 2. 帳簿の記載（法第39条）

- (1) 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、麻薬診療施設に帳簿を備え付け、麻薬の受払いについて、次の事項を記載する必要があります。
- ① 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日
  - ② 当該麻薬診療施設の開設者が廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
  - ③ 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日
  - ④ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの

塩類を除く。)の品名、数量及びその年月日

- ⑤ 麻薬事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）

(2) 帳簿の記載に当たっては、次の事項に注意する必要があります。

- ① 帳簿は、品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載してください。  
たとえば、麻薬の原末から10%散を予製した場合には、10%散の口座を新たに作成し記載してください。
- ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。  
なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。
- ③ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
- ④ 麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
- ⑤ 帳簿の訂正は、管理者が訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。
- ⑥ 帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れ又は払出しの都度行ってください。
- ⑦ 行間は詰めて記載すること。行間を一行ずつ空けて記載するなど、不要な余白を設けしないでください。
- ⑧ 麻薬注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル（バイアル）単位で記載してください。  
なお、施用残を廃棄する場合は、廃棄数量をmL単位で備考欄に記載してください。
- ※ バイアル製剤を分注する場合は、受け入れた全てのバイアルを「mL」に換算して記載するか、一度バイアルで受け入れてその旨を帳簿に記載し、使用するバイアルごとに他の口座へ転記し、これをmL単位で記載してください。
- ⑨ 麻薬坐剤の受入れ、払出しの記録は、個（本）数単位で記載してください。  
なお、分割した施用残は廃棄することになりますが、廃棄数量をmg単位で備考欄に記載してください。
- ⑩ 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、麻薬施用者から返納された施用残の麻薬を他の職員を1名以上立会させて廃棄処分（焼却、放流、粉碎等）し、その旨を記載してください。（第6 廃棄参照）
- ⑪ コカイン水を塗布した場合は、綿棒又は綿球の数、点眼した場合は滴数、噴霧した場合は回数について、その集計数を1日分の施用量として記載してください。
- ⑫ アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末、倍散等の秤量誤差については、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が他の職員立会の下に確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。
- ⑬ コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、エチルモルヒネ塩酸塩の10%散（水）、1%散（水）の口座については、受入れの数量、年月日を記載するのみで、個々の払出しについては記載する必要はありません。
- ⑭ 慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際、また、転院等の理由で患者が携行した同剤を施設内で継続利用する際には、帳簿の備考欄に、「**慢**」などと記載することによ

り、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にしてください。

(3) 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、帳簿を使い終わったときは、帳簿をすみやかに麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。

(4) 麻薬診療施設の開設者は、帳簿の引き渡しを受けたときは、最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。

なお、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方箋のみを交付し、麻薬を保管していない診療施設でも麻薬帳簿は備え付けなければなりません。

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例I>

品名：オキシコンチンTR錠10mg

単位：錠

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	患者			
RO.10.1				10	前帳簿から繰越し
RO.10.1	100			110	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123456 (RO.10.2 到着) ※1
RO.10.2			14	96	長崎一郎 (カルテNo.123) ※2
RO.10.3		(8)		96	長崎一郎 (カルテNo.123) から返納 RO.10.5 (8) 全て廃棄 立会者署名 ※3 RO.10.10 調剤済麻薬廃棄届出
RO.10.4		(10)		96	佐世保二郎 (カルテNo.211) 転入時持参 継続使用 ※4
RO.10.7 <del>RO.10.6</del>			10	86	大村三郎 (カルテNo.321) ※5
RO.10.9		(7) *		93	大村三郎 (カルテNo.321) から返納 ※6
RO.10.16			10	83	変質により廃棄 RO.10.11 麻薬廃棄届提出 県の麻薬関係職員の立会者署名 ※7
RO.10.19			1	82	1錠所在不明 RO.10.20 事故届提出 ※8

(注)

※1 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。

なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときも、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載してください。

また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。

- ※2 麻薬処方箋によって調剤された日をもって払出しの日として記載してください。  
また、麻薬を施用し、又は施用のため交付した患者の氏名又はカルテNo.を備考欄に記載してください。
- ※3 患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合には、その麻薬を廃棄することとし、麻薬管理簿の補助簿（廃棄簿）を作成すると便利です。この場合、補助簿に受入れ年月日、受け入れた相手の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、麻薬の廃棄立会者が署名又は記名押印してください。  
なお、同日中に多数の患者から麻薬の返却があった場合、補助簿（廃棄簿）には、「長崎一郎他1名より返納」と記載せず、患者毎に返納量が分かるように記載してください。（参考参照）  
補助簿を作成しない場合には、元帳簿（麻薬管理簿）の受入れ欄に受入数量を（ ）書きで記載し、残高に加えず備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。  
入院患者に調剤された麻薬の一部又は全部が施用されずに残余が生じたときは、病棟から返納された日をもって元帳簿（麻薬管理簿）の受入れ欄に受入れ数量を（ ）書きで記載してください。  
受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、備考欄に患者の氏名、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印してください。
- ※4 再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合は、元帳簿（麻薬管理簿）の受入れ欄に受入数量を（ ）書きで記載し、残高には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院後施用の旨を記載してください。
- ※5 帳簿の記載を誤った場合は、管理者が訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。
- ※6 受け入れた麻薬を再利用する場合は、受入れ欄の（ ）書きに\*印を付すとともに、受入れ数量を残高に加え、備考欄に返納のあった患者の氏名を記載してください。  
受け入れた麻薬を廃棄する方式をとる場合は、外来患者からの返納と同様に補助簿を作成すると便利です。この場合、補助簿に受入れ年月日、受け入れた相手の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、麻薬の廃棄立会者が署名又は記名押印してください。
- ※7 古くなったり、変質した麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ県知事に麻薬廃棄届により届け出る必要があります。廃棄する場合には、県の麻薬関係職員2名が立会いますので、その指示に従ってください。
- ※8 麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、すみやかに県知事に届け出てください。（第7 麻薬の事故届参照）

参考：＜補助簿（廃棄簿）の記載例＞

受入年月日	品名	受入 （廃棄） 数量	患者名	廃棄年月日	麻薬管理者 氏名・印	立会人 氏名・印	調剤済麻薬 廃棄届提出 年月日	備考 （廃棄理由 等）
RO.10.1	MS コンチン錠 10mg	14錠	長崎一郎	RO.10.5	県庁太郎 印	薬務花子 印	RO.10.12	処方変更
RO.10.5	オキシコンチン 錠5mg	12錠	諫早二郎	RO.10.8	県庁太郎 印	薬務花子 印	RO.10.12	患者死亡
RO.10.5	オキノーム散 2.5mg	5包	諫早二郎	RO.10.8	県庁太郎 印	薬務花子 印	RO.10.12	患者死亡

＜麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例2＞

アンペック坐剤10mg

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	患者			
RO.12.16	100			100	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号1234
RO.12.17			1	99	島原花子（カルテNo.456） 施用残 5mg廃棄 立会者署名 ※1

※1 分割施用した例です。なお、施用した残りは麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）に返納してください。返納後、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、他の職員1名以上の立会いの下にすみやかに廃棄し、備考欄に麻薬の廃棄数量をmg単位で記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

（麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は不要です。）

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例3>

モルヒネ塩酸塩注射液10mg

単位：A（1mL）

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.10.1			1	前帳簿から繰越し
RO.10.1	30		31	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123456 (RO.10.2 到着) ※1
RO.10.2		1	30	長崎一郎（カルテNo.123） ※2
RO.10.2		1	29	雲仙春美（カルテNo.567） (0.5mL廃棄) 立会者署名 ※3
RO.10.3		1	28	破損により全量流失 ※4 RO.10.4 事故届提出
RO.10.4		1	27	破損により0.5mL流失 ※5 RO.10.5 事故届提出 RO.10.5廃棄0.5mL 立会者署名
RO.10.16		10	17	平戸夏美（カルテNo.654） ※6 IVH 施用 5mL 廃棄 立会者署名
RO.11.21		1	16	陳旧のための廃棄 RO.11.11 麻薬廃棄届提出 ※7 県の麻薬関係職員の立会者署名

(注) 注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル単位で記載してください。

麻薬注射剤の払い出しは薬局から出庫した日ではなく、施用の日をもって帳簿からの払出しとして記載してください。

- ※1 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときも、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に到着年月日を記載してください。  
また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。

- ※2 1A（1mL）全てを施用した例です。なお、空アンプルは、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が廃棄（焼却、粉碎等）してください。

- ※3 1A（1mL）のうち半量（0.5mL）を施用した例です。なお、施用した残り（0.5mL）はアンプルごと麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）に返納してください。返納後、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、他の職員1名以上の立会いの下にすみやかに廃棄し、備考欄に麻薬の廃棄数量をmL単位で記載してください。

また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。（麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は不要です。）

※4 アンブル破損により全量流失した例です。麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）がすみやかに麻薬事故届により県知事に届け出てください。（第7 麻薬の事故届参照）

※5 アンブル破損により半量（0.5mL）流失した例です。麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）がすみやかに麻薬事故届により県知事に届け出てください。

なお、麻薬事故届を提出する際に、事故による残余麻薬があり、残余麻薬の廃棄を必要とするときは、麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いの下に廃棄し、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載してください。麻薬事故届にその経過を詳細（麻薬廃棄届に必要な事項を含む。）に記入することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

※6 IVH（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、施用残となりますので、麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が、他の職員1名以上の立会いの下に廃棄（焼却・放流等）し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

なお、備考欄に残液中の麻薬量をmL単位で記載してください。

※7 古い麻薬等を廃棄する場合には、あらかじめ麻薬廃棄届の提出が必要です。廃棄する場合には、県の麻薬関係職員2名が立会いますので、その指示に従ってください。

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例4>（バイアルを別口座に移して記載する場合）

品名：ケタラール静注用200mg

単位：V（20mL）

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.10.1	10		10	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号AA-1234~AA-1243（RO.10.2 到着）
RO.10.1		1	9	IV（AA-1234）別口座に移動



※次のような別口座を設けること

品名：ケタラール静注用200mg

（単位：mL）

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.10.1	20		20	IV（AA-1234）を転記
RO.10.2		1	19	長崎一郎（カルテNo.123）

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例5>（バイアルをmLに換算して記載する場合）

品名：ケタラール静注用200mg

（単位：mL）

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.12.28	20		20	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号AA-1234 (RO.12.29 到着) ※1
RO.1.4		1	19	長崎太郎（猫ペルシャ・雌）
RO.2.1		2	17	五島花子（柴・雄）（1mL 廃棄） 立会者署名 ※2
RO.2.2		3	14	西海二郎（雑種猫・雄）（RO.2.3 3mL 廃棄） 立会者署名 RO.2.3 調剤済麻薬廃棄届提出 ※3
RO.9.30			13	秤量誤差による帳簿訂正(-1mL) 立会者署名 ※4

- ※1 受入の年月日は、麻薬譲渡証記載の年月日として記載し、実際に麻薬卸売業者から納品を受けた日を備考欄に記入してください。また、卸売業者の名称と製品番号を記入してください。
- ※2 施用したものの残液が発生した場合は、廃棄した数量を立会者の下、mL単位で記入してください。
- ※3 注射等に充填したものの施用しなかった場合については、薬液を廃棄した後、30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出し、帳簿に記入してください。
- ※4 誤差を修正する場合、必ず立会者が確認してから訂正してください。

<麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記載例6>

品名：デュロテップ<sup>TM</sup>MTパッチ 2.1mg

(単位：枚)

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	患者			
RO.3.1	10			10	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123456
RO.3.1			3	7	壱岐三男（カルテNo.789） ※1
RO.3.2			1	6	対馬三子（カルテNo.876） <sup>Ⓜ</sup> ※2
RO.3.10		(5)		6	五島海男（カルテNo.987） <sup>Ⓜ</sup> 転入院時持参・継続施用 ※3

※1 入院中のがん性疼痛患者に施用した例です。

※2 入院中の慢性疼痛患者に施用した例です。麻薬管理者が処方医である場合以外は、確認書等により慢性疼痛患者であることを確認してください。

※3 慢性疼痛患者について、再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合の例です。

<原末帳簿の記載例1>

原末を購入して、予製剤を調製して使用する場合

品名：モルヒネ塩酸塩水和物（原末のみ口座）

(単位：g)

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.11.1	5		5	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号1001
RO.11.2		2	3	10%散 20g 調製



※ 新たに「モルヒネ塩酸塩 10%散」の口座を設けること。

品名：モルヒネ塩酸塩散 10%

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.11.2	20		20	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号1001
RO.11.2		0.6	19.4	佐世保次郎(カルテNo.000213)
RO.11.3		0.4	19.0	佐世保次郎(カルテNo.000213)
RO.11.4		0.8	18.2	佐世保次郎(カルテNo.000213)

(注) 備考欄には、譲受先、製品番号、予製剤作成に関する記録、事故に関する記録等について記入すること。

<原末帳簿の記載例2>

コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、エチルモルヒネ塩酸塩の10%散(水)、1%散(水)を予製する場合、それらの口座については、受入の数量、年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。

品名：コデインリン酸塩水和物(原末のみの口座) (単位：g)

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.11.1	5		5	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123456
RO.11.2		2	3	10% 20g調製
RO.11.3		3	0	1% 300g調製
RO.11.4	5		5	〇〇株式会社△△支店から購入 製品番号123459
RO.12.2		2	3	10% 20g調製



※ 新たに「コデインリン酸塩10%散(水)」及び「コデインリン酸塩1%散(水)」の口座を設けること。

品名：コデインリン酸塩散10%(水) (単位：g)

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.11.2	20		20	原末から調製
RO.12.2		19	1	
RO.12.2	20		21	原末から調製 ※1
～ 中略 ～				
RO.9.30		18	7	麻薬年間届提出済 (RO.10.30提出) ※2

品名：コデインリン酸塩散1%(水) (単位：g)

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.11.3	300		300	原末から調製

※1 コデインリン酸塩10%散を原末から予製する際には、残高を記載する必要があるため、予製直前の残高を秤量等により把握のうえ、残高に記載してください。

なお、払出欄については、前回の残高調査以後に譲り渡した数量を、まとめて記載してください。

※2 毎年9月30日に所有した数量を報告しなければなりませんので、秤量等によりその時点での残高を把握のうえ記載してください。

<秤量誤差の訂正の記載例>

品名：アヘンチンキ

(単位:mL)

年月日	受入	払出	残高	備考
RO.6.9			53.4	前帳簿から繰越し
RO.6.9		1.2	52.2	佐世保次郎(カルテNo.000213)
RO.6.28		0.6	51.6	佐世保次郎(カルテNo.000213)
RO.6.28			50.0	帳簿訂正 (-1.6mL秤量誤差) 立会者署名

- ※1 アヘンチンキは、滴数で処方されることもありますが、「払出」欄には、mLに換算して記載してください。
- ※2 秤量誤差を訂正する時は、麻薬管理者が他の職員立会いの下、麻薬帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印します。
- ※3 秤量誤差の訂正は、1瓶(25mL)使い切った時に行うと正確です。記載例では、1瓶(25mL)使い切り、未開封のものが2瓶(25mL×2)の状態です。

**第6 廃棄**

(法第29条・法第35条第2項)

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量及び廃棄の方法について、県知事に「麻薬廃棄届」により届ける必要があります。ただし、麻薬処方箋により調剤された麻薬(麻薬施用者自らが調剤した場合を含む。)については、廃棄後30日以内に県知事に「調剤済麻薬廃棄届」を届け出ることとされております。なお、注射剤及び坐剤の施用残については、届け出る必要はありません。

麻薬経皮吸収型製剤については、施用後(貼付途中で剥がれたものを含む。)のものは通常の廃棄物として適切に処理してください。

なお、麻薬廃棄手続きフローチャートをP.29~P.34に示しています。

1. 廃棄の手続き

(1) 陳旧麻薬等の廃棄(法第29条)

古くなったり、変質等により使用しない麻薬、調剤過誤により使えなくなった麻薬等を廃棄しようとするときは、あらかじめ「麻薬廃棄届」を、県知事に届け出て県の麻薬関係職員2名の立会いのもとに廃棄してください。

(2) 麻薬処方箋により調剤された麻薬の廃棄(麻薬施用者自らが調剤した麻薬の廃棄を含む。)

(法第35条第2項)

入院患者に交付される麻薬で患者の死亡等により施用する必要がなくなった場合、外来患者に施用のため交付された麻薬で患者の死亡等により麻薬診療施設に遺族等から届けられた場合、又は再入院、転入院の際に患者が持参し麻薬を施用する必要がなくなった場合は、麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が麻薬診療施設の他の職員の立会いの下に廃棄してください。

廃棄は焼却、放流、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難で適切な方法によってください。

また、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を県知事へ提出してください。法人の場合、届出者の氏名欄は法人の名称、施設の長の職名・氏名で、届出者の住所欄は麻薬診療施設の所在地でも差し支えありません。

なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

さらに、麻薬帳簿にその旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録する必要があります。

### (3) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄（施用に伴う消耗）

麻薬注射剤の施用残液及びI V H（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、県知事に届け出ることなく、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が、麻薬診療施設の他の職員の立会いの下に放流、焼却等の適切な方法で廃棄してください。

この場合、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払出したときの備考欄に廃棄数量を記載し、立会者の署名又は記名押印をしてください。（第6 記録参照）

## 2. 廃棄方法

### (1) 経皮吸収型製剤（未使用）

I (1) で発生した陳旧麻薬等、I (2) で返却された未使用製剤は、焼却可能であれば焼却処分してください。焼却できない場合には、パッチのライナー層を剥がし、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、ハサミなどで細断し、通常の医薬品と同様に廃棄してください。なお、シュレッダーによる廃棄は行わないでください。

### (2) 経皮吸収型製剤（使用後）

患者が使用した後の使用済み製剤（貼付途中で剥がれたものを含む。）は、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄してください。

## 3. 調剤済麻薬廃棄届の記載方法

① 調剤等により他剤と混合した麻薬の場合は、品名及び数量欄は、次の例のように具体的に記載してください。

（例）

	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄した麻薬	モルヒネ塩酸塩末（10%散）	1g 廃棄 （100mg）	RO.1.20	五島九郎

	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄した麻薬	塩モヒ注 10mg	20mL 廃棄 （1.5mg）	RO.3.3	壺岐桃太郎

② 廃棄の方法は、「焼却」、「放流」、「溶解放流」、「ハサミで細断」等と具体的に記載してください。

③ 複数の麻薬を廃棄した場合などは、品名、廃棄の方法、廃棄の理由欄に「別紙のとおり」と記載し、

所定の項目について記載した別紙を添付しても差し支えありません。

(別紙例)

品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名	廃棄の方法	廃棄の理由
MSコンチン錠10mg	5錠	RO.4.1	西海桜	粉碎後放流	処方変更
フェントステープ2mg	3枚	RO.4.1	雲仙温子	ハサミで細断	転入時の持参分 受入廃棄
フェンタニル注射液 0.1mg	2A (4mL)	RO.4.5	南島原五郎	放流	準備後、容態変化
タペンタ錠25mg	1錠	RO.4.5	愛野男爵	粘着テープで 包み廃棄	死亡

- ④ その他、凍結乾燥した注射剤等で水溶液等を用いて希釈し施用する製剤を廃棄する場合には、数量（m l）とその濃度（g/mL）を併記するようにしてください。

#### 第7 麻薬の事故届 (法第35条)

麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、管理している麻薬につき、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、「麻薬事故届」により県知事に届け出てください。

届出に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 麻薬を盗取された場合には、すみやかに警察署にも届け出てください。
- ② 麻薬事故届は麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）名で提出してください。
- ③ 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿（麻薬受払簿）の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。
- ④ 通常、アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事故および経過を詳細に記入した麻薬事故届を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

この場合は麻薬事故届の「事故発生の状況」欄に、回収の上廃棄した麻薬の量及び廃棄の方法を括弧書きで記載して下さい。（アンプル注射剤のみ）

なお、入院患者が交付された麻薬を患者の不注意で紛失等した場合（病院の管理から完全に離れている場合）には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、薬務行政室又は県立の保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

## 第8 年間届

(法第48条)

麻薬管理者（麻薬管理者がない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、毎年11月30日までに、次の事項を記載して県知事に届け出なければなりません。

- ◎ 前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量
- ◎ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量
- ◎ その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

なお、届出に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 麻薬診療施設において所有する麻薬で、1年間使用しなかった麻薬についても報告してください。また、1年間麻薬を所有又は使用しなかった施設についても「在庫なし」で報告してください。
- ② 麻薬年間届は、必ず控えをとっておいてください。
- ③ 麻薬年間届を提出後、報告事項に誤りを発見した場合には、すみやかに麻薬年間届訂正願を提出してください。
- ④ この他、麻薬年間届の記載例の※1～10に留意してください。

令和 年 月 日						
長崎県知事 様	麻薬年間届					
麻薬業務所所在地 麻薬業務所名称 免許の種類 免許番号 氏名	長崎市〇〇町〇番〇〇号 〇〇医院 麻薬管理者 ●●□×〇△ ※10 長崎太郎					
麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条又は第49条の規定により、次のとおり届け出ます。						
品名 ※1	単位 ※2	前年10月1日 在庫数量	前年10月1日から 本年9月30日までの		本年9月30日 在庫数量	備考
			受入数量	払出数量		
モルネ塩酸塩水和物	g	12.5		2.0	10.5	事故届 0.5g RO. I. I ※3
アルチバ静注用2mg	V	25	20	35	10	廃棄届 5V RO. II. 2 ※3
コデインリン酸塩水和物	g	60	25	70	15	
コデインリン酸塩散10%	g	45	700	600	145	原末より調製 ※6
コデインリン酸塩散10%	g	25	200	180	45	製品 ※6
MSコンチン10mg	T	20	100	80	70	※5
MSコンチン10mg	T		(30)			※4
ケタール静注用200mg	mL	55.5	300	245.5	109.7	秤量誤差-0.3mL ※7

- ※1 品目別に記載してください。但し、原末より調製したものと製品は、別掲として記載欄を設けてください。
- ※2 単位は、g、A（アンプル）、T（錠）、mL、V（バイアル）、包、枚などを記載してください。
- ※3 麻薬廃棄届を提出して廃棄した麻薬及び麻薬事故届を提出した麻薬については、備考欄にその旨及び数量、提出年月日を記載してください。  
なお、調剤済麻薬廃棄届を提出した麻薬については、記載の必要はありません。
- ※4 再利用として当初から受け入れた返納麻薬については、別掲の受入欄に（）書きで受入数量のみを記載してください。
- ※5 返品された麻薬を再利用（予定を含む）した場合の報告書作成の考え方は、次のとおりです。  
[例] 20（期始在庫数量）+100（麻薬卸売業者からの受入）+30（再利用）-80（払出）=70
- ※6 コデインリン酸塩10%散等、その診療施設で調製した麻薬又は製品である麻薬の記載については、原末を記入した次の欄に、原末に換算することなく調製した量をそのまま記入し、前者については「原末より調製」、後者については「製品」と備考欄に記入してください。
- ※7 秤量誤差がある場合は、払出数量には加えずに、備考欄に記載してください。
- ※8 MSコンチン10mgのように100T、200Tなど包装単位が異なるものは、あわせた数量を記載してください。
- ※9 期始在庫は、前年の期末在庫と一致しなければなりません。必ず、控えを取っておいて確認して提出して下さい。
- ※10 報告時点で有効な麻薬取扱者免許番号を記載してください。

## 第9 麻薬中毒者診断及び転帰届

(法第58条の2)

### 1. 麻薬中毒者診断届の提出

医師は、診察の結果その患者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、「麻薬中毒者診断届」により、その氏名、住所、年令、性別及び中毒症状の概要、診断年月日、医師の住所（病院等の名称及び所在地）及び氏名等についてその患者の居住地の県知事に届け出てください。

長期入院患者の住所と入院先の病院等の所在を異にする場合は、長期入院先の県知事に「麻薬中毒者診断届」により届け出てください。

また、麻薬中毒者診断届に係る患者が死亡、転院等したときは、すみやかにその患者の氏名、麻薬中毒者診断届の年月日、転帰等の事由、転帰等の年月日を「麻薬中毒者転帰届」により都道府県知事に届け出てください。

### 2. 麻薬中毒の概念等

- (1) 麻薬中毒とは、麻薬（ヘロイン、モルヒネ、コカイン等）、大麻又はあへんの慢性中毒をいいます。麻薬中毒とは、麻薬に対する精神的、身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的、身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではありません。
- (2) 麻薬を常用して通常二週間を超えるときは、麻薬に対する精神的身体的依存を発呈しうるものですが、これはヘロイン等の不正施用で中毒となる時の一応の目安であり、医療麻薬を適正に施用した際にはこのような目安は参考になりません。緩和医療等の目的で、医療用麻薬を適正に施用している場合には中毒にならないと学会等で報告されています。したがって、患者が麻薬中毒であるか否かの診断は、単に施用期間の長短によって診断することのないよう留意してください。

## 第10 服薬指導（在宅）

(薬剤師法第25条の2)

医療用麻薬は、特に激しい疼痛時における鎮痛効果により、がん患者への疼痛緩和ケアに積極的に使用される一方、乱用されれば保健衛生上の重大な危害を生ずるおそれがあることから、その使用や管理は法令により厳格に規定されていることを十分理解し服薬指導をすることが必要です。

- (1) 家族、友人等への譲り渡しは法律違反  
オピオイド鎮痛薬などの医療用麻薬を家族、友人等が使用することは、医学的にも非常に危険であるばかりでなく、譲り渡した患者自身、譲り受けた者両者が「麻薬及び向精神薬取締法」に違反することになるので、絶対にしないように十分に指導する。
- (2) 誤飲・誤食の防止  
子供の手の届かない所に保管すること
- (3) 医療用麻薬が不要となった場合の対応について  
病状の変化（軽快、再入院、死亡）等により、医療用麻薬が不要となった場合は、紛失、他人への誤投与等の事故が生じないようにすみやかに麻薬診療施設又は麻薬小売業者へ譲り渡すように指導する。  
※ 上記については、家族や介護士に対しても十分に指導すること。
- (4) 在宅医療では、関係者間の情報の共有と十分な連携を図ること。

## 第11 携帯輸出入 (法第13条・法第17条)

患者が、自己の疾病の治療の目的で、麻薬を携帯して輸入若しくは輸出する場合は、事前に、次に掲げる事項を記載した申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて九州厚生局長にこれを提出しあらかじめ許可を受ける必要があります。

- ① 申請者の氏名、住所
- ② 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻薬の品名及び数量
- ③ 入国し、又は出国する理由
- ④ 麻薬の施用を必要とする理由
- ⑤ 入国又は出国の期間
- ⑥ 入国又は出国の港

麻薬を服用中の患者さんから問い合わせがあった場合、速やかに九州厚生局麻薬取締部へ直接連絡するように指導してください。

連絡先：九州厚生局麻薬取締部

TEL.092-472-2331 FAX.092-451-4539

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご留意してください。

## 第12 麻薬業務所の廃止手続き (法第7条)

### 1. 麻薬業務所でなくなる事例

以下の事項があります。

- ① 当該診療施設を閉鎖するとき
- ② 当該診療施設は存続するが、同施設における麻薬の取扱いをやめるとき
- ③ 一人麻薬施用者の麻薬診療施設で、当該麻薬施用者が転勤するとき

### 2. 麻薬業務所の廃止に伴う手続き

#### (1) 麻薬取扱者免許

##### ① 麻薬管理者の場合

麻薬に関する業務を廃止したときは、麻薬管理者は、15日以内に免許証を添えて「業務廃止届」を県知事に提出しなければなりません。

##### ② 麻薬施用者の場合

ア) 引き続き同一県内の他の麻薬診療施設において麻薬を施用する場合は、麻薬施用者は、15日以内に免許証を添えて「免許証記載事項変更届」を県知事に提出しなければなりません。

イ) 引き続き同一県内の他の麻薬診療施設において麻薬を施用しない場合は、麻薬施用者は、15日以内に免許証を添えて「業務廃止届」を県知事に提出しなければなりません。

#### (2) 届出

麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合は、15日以内に「残余麻薬届」により、現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出なければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者が死亡した場合にも、相続人等が同様に届け出なければなりません。

(3) 残余麻薬の処理

- ① 麻薬診療施設でなくなったときに所有する麻薬については、麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に限り、管轄する地方厚生（支）局長の許可を受けることなく、同一県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

ただし、この場合、次の事項を記載した「残余麻薬譲渡届」を、譲り渡した日から15日以内に、県知事に届け出なければなりません。

- ア) 譲り渡した麻薬の品名、数量
- イ) 譲渡年月日
- ウ) 譲受人の氏名（又は名称）、住所

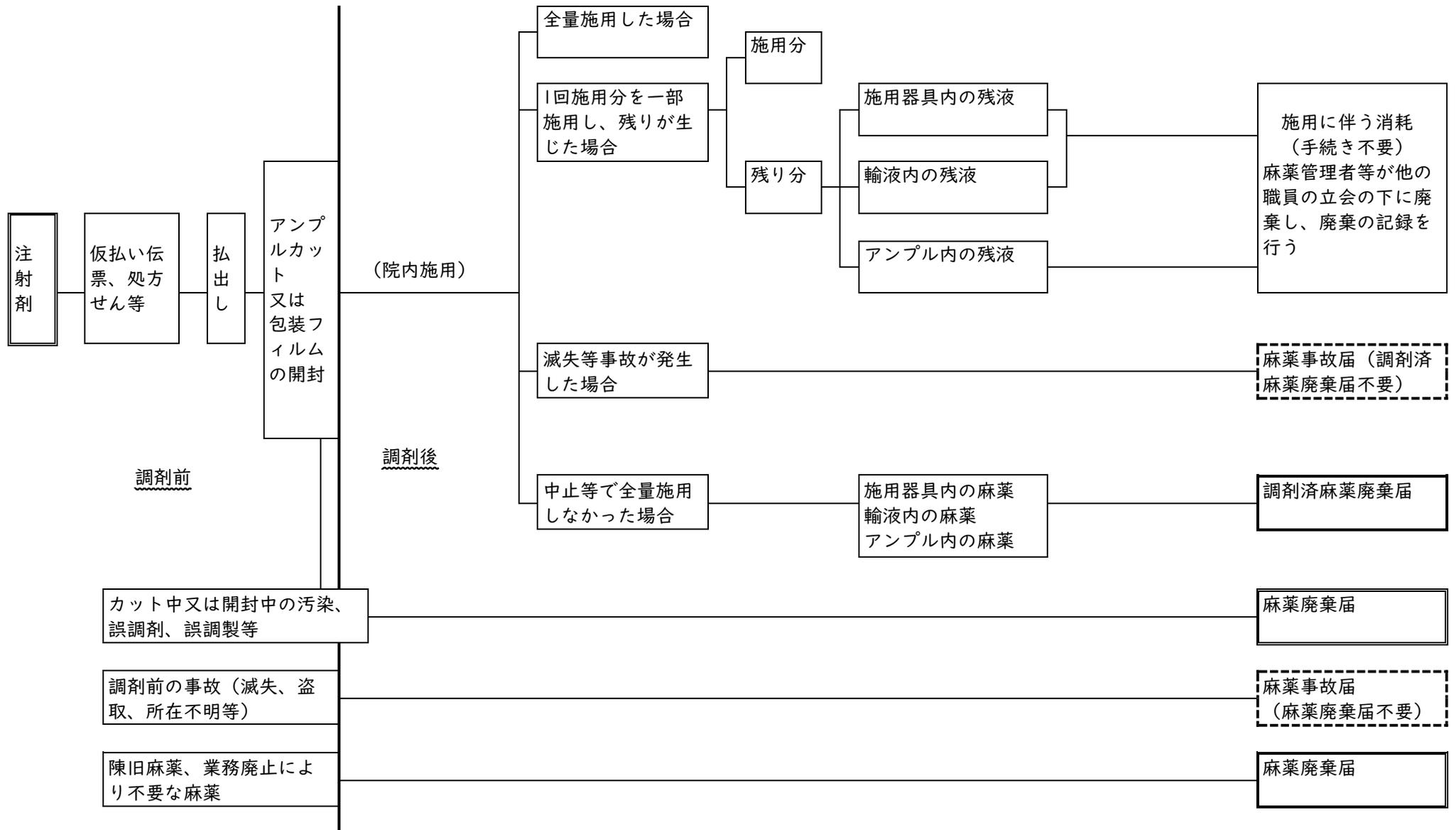
- ② 麻薬が古い場合等、麻薬を譲渡できない場合は、50日以内に、あらかじめ「麻薬廃棄届」を県知事に届け出て、県の麻薬関係職員2名の立会いのもとに廃棄することとなります。

**第13 立入検査** (法第50条の38)

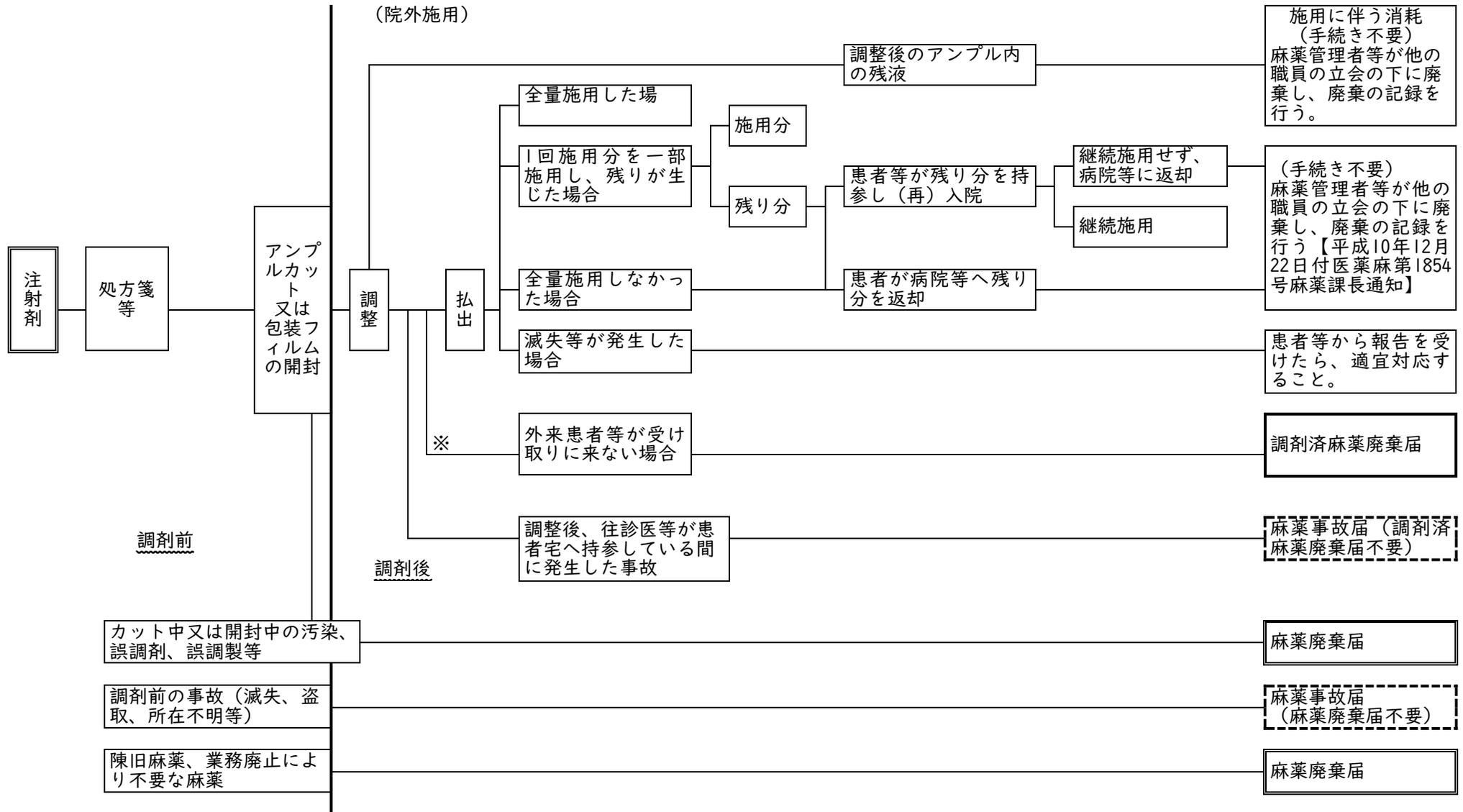
立入検査を行う職員は、身分証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。



# 院内施用の注射剤



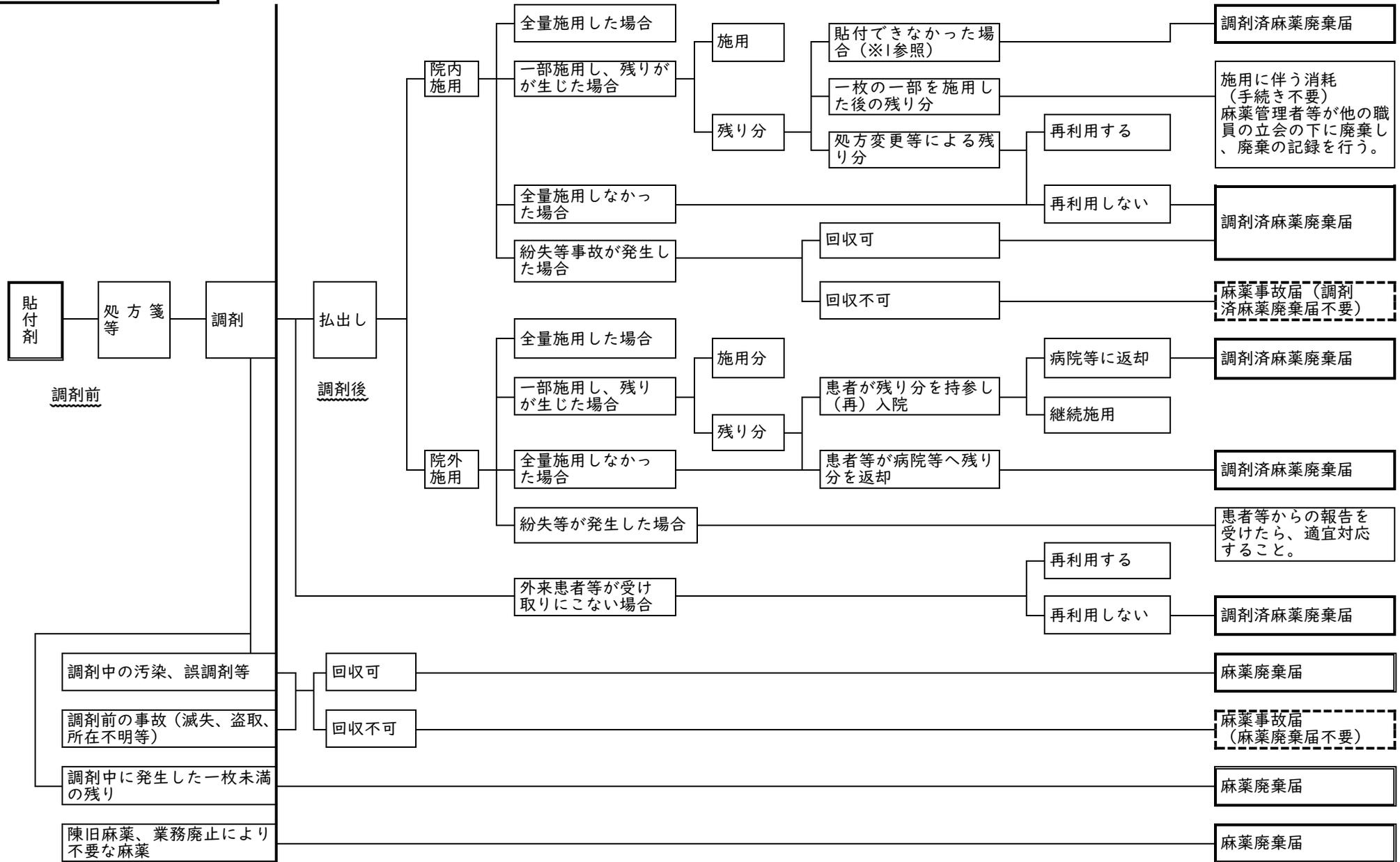
# 院外施用の注射剤（連続注入器等）



※ 患者等が一旦処方箋を持参し、再度来訪する旨を告げ退出した場合等が該当する。

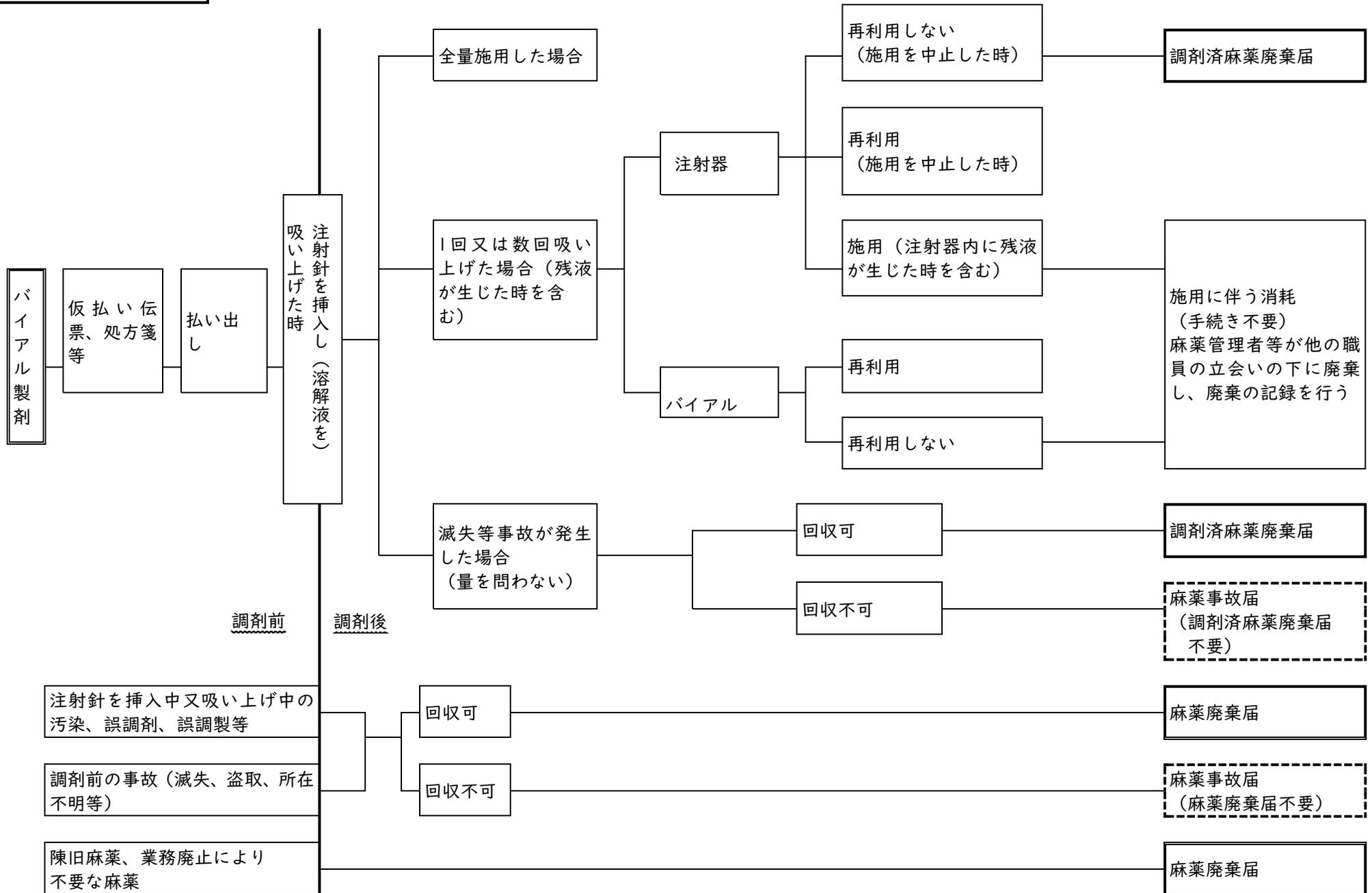
※ 在宅患者に直接アンフル毎の交付はしないこと。

# 貼付剤の場合

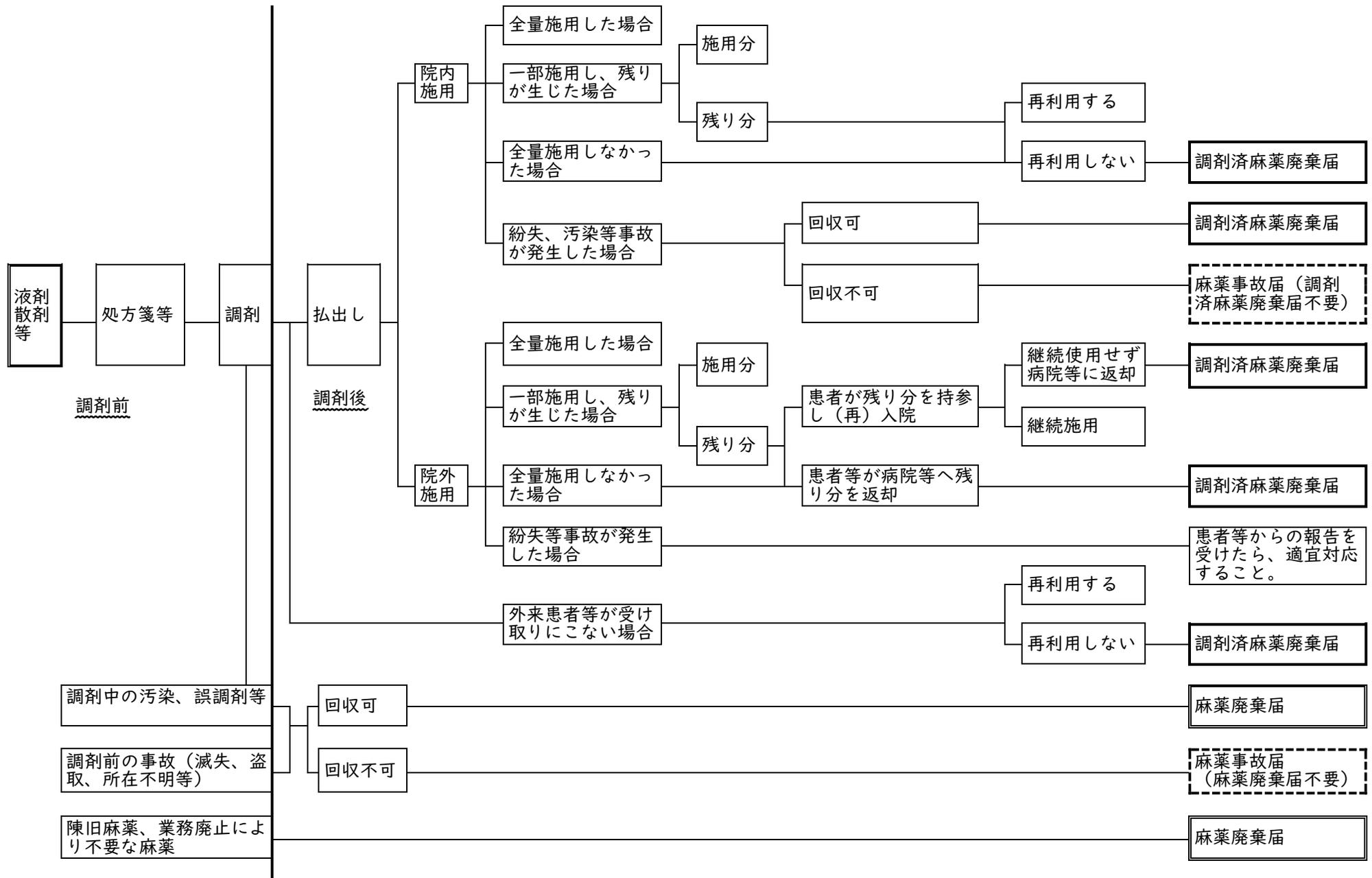


※1 ライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当する。誤って切断し使用できなくなった場合は麻薬廃棄届の対象となるため注意すること。  
 ※2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合は、施用済みとして処理すること。  
 ※3 院内で施用済みの貼付剤(上記※2の場合を含む。)については、麻薬管理者がすべて回収し適切に廃棄すること。

# バイアル製剤



# その他（液剤、散剤等）



## II 向精神薬の取扱い

### 第1 譲渡・譲受 (法第50条の16、規則第36条)

#### 1. 譲受け

向精神薬を譲り受けできる相手は、免許を受けた向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者です。

(注) 向精神薬卸売業者は、医薬品卸売販売業者及び薬局開設者です。但し、県知事に別段の申し出を行った者は、除かれます。(県知事が告示)

そのほか、次の場合も譲り受けることができます。

- ① 同一法人の他の病院・診療所から譲り受ける場合
- ② 患者に交付した向精神薬をその患者から返却を受ける場合、又は患者が死亡した場合にその相続人等から返却を受ける場合
- ③ 臨床試験に用いる治験薬を登録を受けた向精神薬試験研究施設から譲り受ける場合
- ④ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合
- ⑤ 災害時に地方公共団体の長から譲り受ける場合

#### 2. 譲渡し

向精神薬は、次の場合以外に譲り渡すことはできません。

- ① 患者に施用のために交付する場合
- ② 向精神薬卸売業者等から譲り受けた向精神薬を返品する場合
- ③ 同一法人の他の病院・診療所に譲り渡す場合
- ④ 治験薬を向精神薬試験研究施設(又はその施設と同一法人の向精神薬営業者)に戻す場合
- ⑤ 病院、診療所の開設者が当該病院、診療所に勤務する職員のための福利事業として設置されている病院、診療所の開設者に譲り渡す場合
- ⑥ 病院、診療所に勤務する職員のための福利事業として設置されている病院、診療所の開設者が、当該職員の勤務する病院、診療所の開設者に譲り渡す場合
- ⑦ 病院・診療所を廃止した場合等、向精神薬取扱者でなくなった場合に、その所有する向精神薬を50日以内に向精神薬取扱者に譲り渡す場合
- ⑧ 患者の試験検査のために必要な向精神薬を向精神薬試験研究施設に譲り渡す場合

### 第2 保管 (法第50条の21、規則第40条)

向精神薬は、病院・診療所の施設内に保管しなければなりません。また、保管する場所は、医療従事者が常時出入りする等、注意をしている場合以外は、鍵をかける必要があります。

[具体例]

- ① 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口に鍵をかけてください。

日中、医療従事者が出入りしている場合、その他必要な注意をしている場合は、出入口に鍵をかける必要はありません。

- ② ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合には同様に、ロッカーや引き出しに鍵をかけるか、又は部屋の出入口に鍵をかけてください。
- ③ 病棟の看護師詰め所に保管する場合で、常時、看護師等が出入りしている場合は、鍵をかける必要はありません。
- ※ ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難の恐れが高いため保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

**第3 記録** (法第50条の23)

次の表に掲げる向精神薬（第1種、第2種向精神薬）を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、2年間保存しなければなりません。

- (1) 向精神薬の品名（販売名）、数量、年月日  
 (2) 譲り受け又は譲り渡しの相手方の営業所等の名称、所在地

[注意]

- ① 患者へ向精神薬を交付したとき、施用したとき、患者又はその相続人等から向精神薬の返却を受けたとき、あるいは返却を受けたものを廃棄したときは、記録の必要はありません。
- ② 同一法人の病院・診療所との間の譲渡・譲受も、記録する必要があります。
- ③ 伝票の保存をもって記録に代えることができます。但し、向精神薬が記録されていない伝票とは別に綴ってください。
- ④ 第3種向精神薬については、記録の義務はありませんが、譲受について記録し、定期的に在庫確認をする事が望ましいです。
- ⑤ 製剤見本については、医薬品卸売販売業者と病院・診療所の開設者との間の譲渡・譲受の記録を省略することができますが、必要以上の製剤見本を譲り受けないように注意してください。

	物質名	商品名
第1種	メチルフェニデート	リタリン錠 コンサータ錠
	モダフィニル	モディオダール錠
第2種	ブプレノルフィン	レパタン注、レパタン坐剤 ルスパンテープ ブプレノルフィン注
	フルニトラゼパム	サイレス錠、サイレス静注 フルニトラゼパム錠
	ペンタゾシン	ソセゴン錠、ソセゴン注射液
	ペントバルビタール	ラボナ錠

(令和8年2月現在)

**第4 廃棄** (法第50条の21)

向精神薬を廃棄するときは、焼却、希釈等、回収が困難な方法によらなければなりません。

また、麻薬のように届出等は必要ありませんが、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。

## 第5 事故 (法第50条の22、規則第41条)

次の数量以上の盗難、紛失等が生じたときは、速やかに県知事へ届け出なければなりません。ただし、盗難、強奪、脅取又は詐欺の場合は、次の量以下であっても届け出てください。

なお、破損、汚染にかかる事故については、届出は不要です。

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

## 第6 立入検査

立入検査を行う職員は、身分証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

## 第7 その他

### 1. 容器の記載

病院・診療所が向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「Ⓢ」が表示されています。

### 2. 製造、製剤

調剤（予製を含む。）する場合及び試験検査のために製剤する場合のほか、向精神薬を製造し、製剤する事はできません。

### 3. 輸出、輸入

向精神薬を輸出又は輸入することはできません。但し、患者は、自己の疾病の治療の目的で1カ月分の量の向精神薬（注射剤を除く。）を携帯して出国又は入国することができます。

なお、処方箋の写し又は携帯する向精神薬の品名・数量について医師が証明する書面があれば、注射剤又は1カ月分以上の量の向精神薬を携帯して出入国することができます。

（規則第27条、第30条）

### 4. 承認条件

(1) メチルフェニデート製剤「リタリン錠」「コンサータ錠」の処方、施用

製造販売業者による流通管理が実施され、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されています。薬局における調剤の際には、確認の上で調剤してください。

(2) ププレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方、施用

処方、使用にあたっては、処方医が本剤の適正使用講習を修了した医師である事を確認した上で調剤して下さい。

(3) モダフィニル製剤「モディオダール錠」の処方

確認診断を行う医師、処方する医師、医療機関、薬局は、登録制とされています。薬局における調剤の際には、登録医師の処方箋を確認の上で調剤してください。



現麻薬取扱者免許番号	業務所の開設者氏名(法人等の場合は代表者氏名)
第 号	

**診 断 書**

氏 名

年 月 日 生

上記の者について、下記のとおり診断します。

1 精神機能

精神機能の障害

明らかに該当なし     専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に、詳細については別紙も可）

---



---

2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒

なし     あり

年 月 日

病院、診療所又は  
介護老人保健施設  
等 の 名 称

所 在 地

医 師 の 氏 名

**記 載 要 領**

1. 標題中（ ）の中には「卸売業者」「管理者」「施用者」「小売業者」「研究者」の別を記入すること。
2. ※印の欄は兼務する麻薬診療施設又は麻薬研究施設がある場合のみ記入すること。
3. 許可又は免許の番号の欄には、麻薬営業者の免許の申請であるときは、医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を記載すること。
4. 欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を、(4)欄及び(5)欄にあつてはその事実があつた年月日を記載すること。
5. 住所、氏名の欄は、免許申請者本人であること。ただし、麻薬営業者の免許の申請する法人であつてはその名称を記載のこと。
6. ※※印の欄には記載しないこと。

※処理欄
------

## 麻薬（                      ）者免許証記載事項変更届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
変更すべき事項				
変更前	麻薬業務所	所在地		
		名称		
	住所			
	氏名			
	従たる施設	所在地		
		名称		
変更後	麻薬業務所	所在地		
		名称		
	住所			
	氏名			
	従たる施設	所在地		
		名称		
変更の事由及びその年月日				
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。  年 月 日  <div style="text-align: center;">〒                      -</div> 住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） フリガナ 氏 名 （法人にあっては、名称）				
長崎県知事		様		

(注意1) 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。  
 (注意2) ※欄には記載しないこと。

※	※受付欄	※保健所受付欄
---	------	---------

※処理欄

## 麻薬取扱者免許証記載事項変更届遅延理由書

年 月 日

長崎県知事

様

麻薬業務所所在地

麻薬業務所名称

麻薬免許の種類

麻薬免許番号 第 号

氏 名

(法人にあっては名称)

麻薬及び向精神薬取締法第9条の規定により、麻薬取扱者は免許証の記載事項に変更を生じたとき、15日以内に、免許証を添えて届け出なければならないところ、下記事由により提出が遅れました。

今後、この様なことのないよう十分に注意いたしますのでよろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

記

遅延理由

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄





※処理欄

## 麻薬取扱者業務廃止届遅延理由書

年 月 日

長崎県知事

様

麻薬業務所所在地

麻薬業務所名称

麻薬免許の種類

麻薬免許番号 第

号

氏 名

(法人にあっては名称)

麻薬及び向精神薬取締法第7条の規定により、麻薬取扱者は麻薬に関する業務又は研究を廃止したとき、15日以内に、免許証を添えて届け出なければならないところ、下記事由により提出が遅れました。

今後、この様なことのないよう十分に注意いたしますのでよろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

記

遅延理由

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄



# 残余麻薬譲渡届

県知事

殿

年 月 日

住所

届出義務者続柄

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡者	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
		氏名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
			名称	
		業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		年 月 日
		残余麻薬届出年月日		年 月 日
譲受者	麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
		氏名(法人にあつては、名称)		
	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
		氏名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
			名称	
譲渡年月日		年 月 日		
譲渡麻薬の品名および数量	品名	数量	備考	

(注意) 届出者は、麻薬業務所の開設者(設置者)となること。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

※処理欄

## 麻薬管理引継書

年 月 日

年 月 日付で麻薬管理者を交代した件について、下記のとおり適正に麻薬管理引継ぎを行いましたので報告します。

麻薬診療施設の所在地

名 称

引渡者 麻薬免許の種類

氏名

麻薬免許番号 第

号

引継者 麻薬免許の種類

氏名

麻薬免許番号 第

号

長崎県知事

様

記

【麻薬管理者を交代した時点で所有していた麻薬】

品 名	容 量	単 位	数 量

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

※処理欄

## 麻薬廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所又は 麻薬の所在場所	所在地		
	名称		
廃棄しようとする 麻 薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>届出義務者続柄 フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称)</p> <p>長崎県知事 様</p> <p>担当者： 電 話：</p>			

(注意) ※欄には記載しないこと。

※	※受付欄	※保健所受付欄

※処理欄
------

## 調剤済麻薬廃棄届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
免許の種類			氏名			
麻薬業務所	所在地					
	名称					
廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名		
廃棄の方法						
廃棄の理由						
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;"><small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small></p> <p style="text-align: center;">フリガナ 氏 名</p> <p style="text-align: center;"><small>(法人にあっては、名称)</small></p> <p style="text-align: center;">長崎県知事 様</p>						

(注意) ※欄には記載しないこと。

※	※受付欄	※保健所受付欄
---	------	---------

※処理欄

## 麻薬事故届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
免許の種類						
麻薬業務所	所在地					
	名称					
事故が生じた麻薬		品名	数量			
事故発生状況		(事故発生年月日) (場所、事故の種類)				
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称) 長崎県知事 様						

(注意 1) 届出者は、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者となること。  
 (注意 2) ※欄には記載しないこと。

※	※受付欄	※保健所受付欄
---	------	---------

# 麻薬年間届

県知事 殿

麻薬業務所所在地  
 麻薬業務所名称  
 免許の種類  
 免許番号  
 氏名（法人にあっては、名称）

麻薬及び向精神薬取締法第 47 条、第 48 条又は第 49 条の規定により、次のとおり届け出ます。

品名	単位	前年 10月1日 在庫数量	前年10月1日から本年9月30日までの		本年 9月30日 在庫数量	備考
			受入数量	払出数量		

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

※処理欄

## 麻薬年間届訂正願

年 月 日

長崎県知事 様

麻薬業務所所在地

麻薬業務所名称

麻薬免許の種類 麻薬免許番号 第 号

氏 名

(法人にあっては名称)

麻薬及び向精神薬取締法（第47条、第48条、第49条）の規定に基づく届出済みの  
\_\_\_\_年分の麻薬年間届について、下記理由により事実と異なる報告をしていましたので、別紙  
のとおり訂正をお願いします。

記

訂正理由

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別 紙

(誤)

品名	単位	前 年 10月1日 在庫数量	前年10月1日から本年9月30日までの		本 年 9月30日 在庫数量	備考
			受入数量	払出数量		

(正)

品名	単位	前 年 10月1日 在庫数量	前年10月1日から本年9月30日までの		本 年 9月30日 在庫数量	備考
			受入数量	払出数量		

※処理欄

## 麻薬中毒者診断届

年 月 日

長崎県知事

様

病院又は診療所  
の所在地

病院又は診療所  
の名称

〒 -

医師の住所

氏名

TEL - -

麻薬及び向精神薬取締法第58条の2第1項の規定により、麻薬中毒者について下記のとおり届出をします。

記

フリガナ 氏名		男・女	大正 昭和 平成 令和	年 月 日生 ( 歳)
住所				
診断年月日	年 月 日			
麻薬中毒症状 の概要				
備考				

(注意) ※欄には記載しないこと。

※
---

※受付欄
------

※保健所受付欄
---------

※処理欄

## 麻薬中毒者転帰届

年 月 日

長崎県知事

様

病院又は診療所  
の所在地

病院又は診療所  
の名称

〒 -

医師の住所

氏名

TEL - -

麻薬中毒者について 下記のとおり届出をします。

記

麻薬中毒者	氏名		男・女	大正 昭和 平成 令和	年 月 日生 ( 歳)
	住所				
転帰の理由及びその年月日	1. 死亡	年 月 日	死亡		
	2. 転医	年 月 日		病院 へ転医 診療所	
	3. その他				
備考	( 年 月 日麻薬中毒者診断届出提出)				

(注意) ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄

## 麻薬取扱者業務廃止等による諸手続き一覧

事由		記載 事項 変更	業務 廃止	残余 麻薬届	残余麻薬 譲渡届	管理 引継書 (注3)	免許 申請 (注1)
業務所移転 (同一県内)	施用者のみ設置の場合	施		開	開		
	管理者設置の場合	施	管	開	開		管
経営を個人 から法人化	施用者のみ設置の場合	施 <sup>(注2)</sup>		開	開		
	管理者設置の場合	施 <sup>(注2)</sup>	管	開	開		管
1人施用者の 施設で、施用 者が変更する 場合	施用者が県内の他の 業務所で麻薬を使用 する場合	施				前任 及び 後任	
	施用者が県外転出又は 県内において麻薬を 使用しない場合		施			前任 及び 後任	
管理者変更	管理者を AからBに変更		管A			管A 及び 管B	管B
業務所廃止	施用者が県内の他の 業務所で麻薬を使用 する場合	施		開	譲渡する場合 開		
	施用者が県外転出又は 県内において麻薬を 使用しない場合		施	開	譲渡する場合 開		
	施用者が死亡したとき (施用者=開設者の場合)		相	相	譲渡する場合 開		
	施用者が死亡したとき (施用者が開設者でない 場合)		相	開	譲渡する場合 開		
(注) 開=開設者 施=施用者 管=管理者 相=相続人							

※注1 免許申請は、必ず事前に行ってください(2週間前が目安です)。

※注2 麻薬施用者免許証の記載事項に変更があった場合(麻薬業務所名称の変更等)、麻薬施用者免許記載事項変更届の手続きが必要です。

※注3 麻薬管理引継書は、引継ぎ後15日以内に提出してください。

麻薬関係各種申請・届・業務等一覧

	提出(業務)義務者				提出先	※ 提出 部 数	提出時期 (事由が発生してから)	内 容
	病院・診療施設			麻薬 小売 業者				
	開設者	麻薬 管理者	麻薬 施用者					
麻薬免許申請者		○	○	○	知事	2部	事前申請 有効期限満了後引き続き取り扱う場合は満了前	免許を申請するとき
免許証再交付申請書		○	○	○	知事	2部	15日以内	免許を亡失又はき損したとき
免許証記載事項変更届		○	○	○	知事	2部	15日以内	免許証に記載されている名称、氏名、住所等を変更したとき(但し麻薬施用者、研究者にあつては県内における業務所の移転又は勤務場所の変更も変更届で処理できる。)
業務廃止届		○	○	○	知事	2部	15日以内	免許有効期間内に業務を廃止したとき
免許証返納届		○	○	○	知事	2部	15日以内	免許有効期限が満了したとき又は行政処分を受け免許を取り消されたとき
残余麻薬届	○			○	知事	2部	15日以内	免許の効力を失う、又は麻薬診療施設でなくなったとき
残余麻薬譲渡届	○			○	知事	2部	(事由が生じてから日以内に譲渡し譲渡完了後)15日以内	麻薬診療施設でなくなり所有する麻薬を他の麻薬診療施設等に譲渡したとき
麻薬廃棄届	○			○	知事	2部	麻薬を廃棄したいとき(但し業務廃止に伴う場合はできるだけすみやかに)	陳旧化・変質・破損・誤調剤等により患者に交付しない麻薬を廃棄したいとき
調剤済麻薬廃棄届	○			○	知事	2部	廃棄後30日以内	麻薬処方箋により調剤された麻薬(麻薬施用者自らが調剤した麻薬を含む)を廃棄したとき
麻薬譲渡許可申請書				○	地方厚生局長	2部	事前申請	法第24条第10項の規定により麻薬を譲渡譲受したいとき
麻薬事故届		○	△	○	知事	2部	すみやかに	麻薬を紛失、破損その他の事故が生じたとき
麻薬年間届		○	△	○	知事	2部	11月30日までに	前年の10月1日からその年の9月30日までの麻薬取扱量の報告
麻薬中毒者診断書			○	○	知事	2部	すみやかに	医師が麻薬中毒者を診断発見したとき
麻薬中毒者転帰届			○	○	知事	2部	すみやかに	医師が麻薬中毒者を診断したものが転帰したとき
麻薬受 払帳簿		○	△	○				麻薬の受払いの記録
2年間保存	○			○				麻薬受払い簿を最終記載の日から2年間保存すること
診療録・処方箋の記載			○					麻薬の施用に関する記録

※・・・ 提出部数は、長崎市、佐世保市にあつては薬務行政室に一部提出して下さい。

△・・・ 麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者が届出義務者となります。